

議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和7年第2回定例会

1 案件名

議案第39号 佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正について

2 概要

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずることを目的として「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」「次世代育成支援対策推進法」の一部改正が行われることに伴い改正する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

- (1) 時間外勤務の制限を請求できる対象を「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」へ拡大する。
- (2) 介護両立支援制度について周知、相談を行う旨の規定を追加する。
- (3) 病気休暇の詳細を規則へ委任する。(内容変更はなし)
- (4) 特別休暇の別表を規則へ委任する。(下記の変更あり)
 - ・子の看護休暇を取得できる対象を、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」から「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員」に拡大し、取得要件に保育園、学校等の行事へ参加すること等を追加する。
 - ・夏季休暇の取得可能期間を「7月～9月」から「5月～10月」までに拡大し、取得可能日数を「3日間」から「6日間」へ増やす。

4 その他の事項

施行日 令和7年4月1日